

# 第4章 計画の取り組み内容

## 1. 地域包括ケア体制の構築

### (1) 地域包括支援センター機能の充実

#### ① 地域包括支援センター

##### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

本市では平成18年度に地域包括支援センターを1箇所設置し、高齢者の生活を支える総合機関としてその整備に努めています。また、地域包括支援センターが中心となって、地域で活動する事業所や関係機関・団体等と調整を図り、よりきめ細やかな情報提供や潜在的な相談への対応を図っています。

具体的には、高齢者の虐待や対応困難事例などの対応について、専門機関と連携し協働で本人や家族の支援を行う（個別支援）一方で、医療関係従事者と福祉関係従事者との連携を円滑に行うため、「医療・ケアマネネットワーク連絡会」の設立や、ネットワークづくり（地域支援）を行っています。また、早期発見・早期対応など見守り体制の構築が図られるよう、関係団体と連携のあり方について協議しています。個々の支援について多機関と連携を図っていますが、インフォーマルな社会資源を最大限有効に活用できていないことから、今後は市内の社会資源を十分に把握し、地域づくりやネットワークづくりを強化していくことが必要です。

#### ■地域包括支援センターの機能

名称	事業概要
介護予防 ケアマネジメント 業務	介護保険制度の要支援1・2に認定されたかたに対して「介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）」の作成と、それに基づいたサービス利用に関する支援を行います。また、介護認定を受けていないが、生活機能の低下や、口腔機能の低下など介護予防が必要であると判断されたかた（二次予防事業の対象者）に対して、介護予防事業の利用に関する支援を行います。
総合相談支援 業務	地域における高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするため、相談の窓口を設け、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行います。
権利擁護業務	高齢者の人権や財産を守る日常生活自立支援事業や成年後見制度など権利擁護を目的とするサービスや制度を普及啓発し、また、活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関につなぎます。また、地域包括支援センターは、高齢者虐待に関する窓口であり、関係機関と連携して虐待の早期発見に努め、高齢者の虐待防止や権利擁護を図ります。
包括的・継続的 ケアマネジメント 支援業務	本人や家族が必要となときに必要な社会資源を切れ目なく活用できるように支援していくため、医療機関など関係機関との協力体制づくりを行います。

#### ◆◇◆今後の方向性◆◇◆

##### 【関係機関・団体とのネットワークの構築】

高齢者が抱えるさまざまな相談に対応するために、介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービス等の専門機関による連携体制や民生委員児童委員や福祉委員、ボランティアなどの人的なネットワークを構築し、有機的に連携していく体制を整えるためのコーディネートに努めます。

##### 【相談窓口の強化】

地域包括支援センターの窓口の周知を図るとともに、認知症に関する相談・支援、高齢者に対する虐待防止をはじめ権利擁護業務に関する相談・支援について、地域包括支援センターの窓口対応の強化を図ります。

##### 【運営機能の強化】

地域包括支援センター職員の研修等への参加を促し、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の専門職のスキルアップを図るとともに、その専門性をいかし、地域包括支援センターの機能が十分に発揮されるよう支援します。また、包括的支援事業の実施にかかる方針を策定し、地域包括支援センター年度事業計画に反映させるよう努めます。

## ② 地域包括支援センター運営協議会

#### ◆◇◆現状と課題◆◇◆

地域包括支援センターの運営にあたっては、円滑かつ適正な運営、公正・中立性の確保を図るため、利用者や被保険者、事業者、関係団体などから構成される「地域包括支援センター運営協議会」を設置し、センターの運営状況の定期的な評価を行うとともに、高齢者福祉にかかわる団体やサービス等、地域資源との連携を図っています。

今後は、地域包括支援センターがその機能を十分に果たしていくため、地域包括ケアシステムの中の地域包括支援センターの役割を明確化していく必要があります。

#### ◆◇◆今後の方向性◆◇◆

##### 【「地域包括支援センター運営協議会」の機能の充実】

地域包括支援センターの運営確保や、事業支援に加えて地域包括ケアシステムについて考えていく場としての機能を強化します。

## (2) 地域ケア体制の整備

### ① 医療・介護連携体制の整備

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

本市では、地域包括支援センターを事務局として、医療関係者と介護関係者が同じチームの一員として個々の高齢者に最適なケアを提供するチーム・ケアの推進、また、地域における最適な医療・介護の提供システムの開発、事例検討会の実施などを目的に、関係機関や団体等が一堂に会した「医療・ケアマネネットワーク連絡会（通称：いけ！ネット）」を立ち上げ、包括的に支援できる仕組みづくりを図っています。平成22年度に実施したケアマネジャー・医師対象のアンケート調査によると「2～3年前と比較して連携は進んでいる」と回答したケアマネジャーは83%、医師は50%となっており、この連絡会によりケアマネジャーと医師との連携がすすんだことがうかがえます。

今後は、連携が十分なケースと不十分なケースについての分析などによる課題抽出や、民生委員児童委員や福祉委員など地域で活動されているかたと各医療関係者及び介護関係者の連携のあり方について議論していくことが必要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【いけ！ネットの推進】

医療と介護の連携が重要視される中、今後も継続して「いけ！ネット」を開催し、ケアマネジャーと医師の連携強化に努めます。

##### 【専門職と地域の活動団体との連携強化】

専門職同士の連携強化に留まることなく、民生委員児童委員や福祉委員などの地域の活動団体との連携を図るため、専門職としての役割などについて明確にします。

##### 【かかりつけ医の普及】

認知症など、症状を自覚しにくい疾病の早期発見・早期対応を行うためには、日頃から気軽に健康相談ができるかかりつけ医をもつことが重要です。そのため、かかりつけ医をもつことの重要性などを周知し、かかりつけ医の普及をすすめます。また、認知症に対しては、専門的な対応を図るため、認知症サポート医、保健所、認知症疾患医療センターとの連携を強化します。

### ② 高齢者セーフティネットの構築

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が急速に増加している中、すべての高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、小地域ネットワーク活動を推進し、地域におけるセーフティネットの体制づくりに取り組んでいます。また、高齢者に対する犯罪が急増しており、未然に犯罪の

防止等を図るため、地域での見守り体制を構築しています。要援護者の見守りをを行っている民生委員児童委員や福祉委員から、地域包括支援センターへの相談や報告が増加しており、地域の見守り活動の活性化や地域包括支援センターとの連携がすすんでいることがうかがえます。

今後、高齢者のセーフティネットを構築していくためにも、民生委員児童委員や福祉委員と地域包括支援センターや介護サービス事業所等の専門機関との連携をよりいっそう強化していくことが必要です。

#### ◆◇◆今後の方向性◆◇◆

##### 【連携強化のための場づくり】

専門機関と小地域ネットワーク活動に携わる地域住民との情報共有・連携強化の体制整備に努めます。

##### 【防犯等に対する意識啓発】

福祉委員のグループ援助活動の機会に、高齢者に対して防犯対策などの啓発と情報提供の充実を図ります。

### ③ 災害時安否確認制度

#### ◆◇◆現状と課題◆◇◆

災害発生時における取り組みとして、本市では平成13年より他市に先駆けて、地域住民の協力により高齢者や障害者など要援護者の安否確認支援活動を実施しています。平成19年3月に見直し策定された「藤井寺市地域防災計画」では要援護者の避難支援対策などを定めるとともに、これに基づき平成20年4月に「藤井寺市災害時要援護者安否確認等支援制度」として確立し充実を図り、引き続き推進しています。災害時に自力での避難が困難な高齢者や障害者に対して迅速な安否確認など支援を円滑に行えるよう、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部や地区区長、民生委員児童委員などと連携を取りながら、支援体制を整備しています。

この「藤井寺市災害時要援護者安否確認等支援制度」については、関係機関・団体等の協力により、市民への周知がすすんできています。しかし、登録人数については大きく増加していないことから、今後とも制度の内容や必要性について周知し、要援護者の登録を促進することが必要です。

#### ◆◇◆今後の方向性◆◇◆

##### 【要援護者の状況把握】

民生委員児童委員や福祉委員、社会福祉協議会や地域包括支援センター等と連携を図り、要援護高齢者等の状況の把握に努めます。

##### 【制度への登録促進】

さらなる制度の周知をすすめ、登録者数の増加をめざします。

#### ④ 地域の自主的な活動との連携

##### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

##### ○小地域ネットワーク活動の推進

小地域ネットワーク活動を実施している社会福祉協議会に対して補助金を交付し、活動を支援しています。この活動では、市域を7地区（藤井寺小学校区、藤井寺北小学校区、藤井寺西小学校区、藤井寺南小学校区、道明寺小学校区、道明寺東小学校区、道明寺南小学校区を基本とした7ブロック）に分け、福祉委員会を設置し、地域のひとり暮らしの高齢者に対する見守り・声かけや要援護者に対する援助活動、ふれあい会食会、いきいきサロン等が開催されています。

##### ○ボランティア活動の支援

地域における福祉活動の拠点となるよう、ボランティアの支援と内容の充実を図り、住民が主体的に福祉に取り組むまちづくりを推進しています。このため、ボランティア活動を促進する社会福祉協議会に対して補助金を交付することにより、その活動を支援しています。現在、ボランティア連絡会の加入団体は、17 団体となり、各ボランティアグループの情報交換や交流がすすめられ、相互の活動の活性化が図られています。

地域の高齢者数の増加に伴い、これら地域活動を行う人材の高齢化がすすんでいることから、今後若年層を含めた幅広い年代の地域住民に活動の内容や必要性の周知を図り、参加を促進していくことが必要です。

##### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### ○小地域ネットワーク活動の推進

###### 【「ブロック福祉委員会」による連携強化】

小地域ネットワーク活動の基盤である「ブロック福祉委員会」について、地域のネットワークによる連携の意識づけを行い、地域包括支援センター、民生委員児童委員等との連携を図ります。

###### 【活動のネットワークづくり】

地域住民に対して活動内容や必要性について周知するとともに、福祉委員会を中心として、要援護者に対する見守り・声かけ、日常生活の支援、地域に合った活動のネットワークづくりを推進します。

##### ○ボランティア活動の支援

###### 【ボランティアグループの連携強化】

「ボランティア連絡会」による各ボランティアグループの情報交換や研修会の実施を通じて、グループ活動の活性化と活動内容の充実を図ります。

###### 【ボランティア活動のコーディネート】

ボランティアを必要とされるかたからの相談を受け、情報提供、紹介等を行うとともに、ボランティアを行いたいかたとのコーディネートに努めます。

### (3) 高齢者福祉の理解の促進

#### ① 高齢者福祉に関する広報・啓発

##### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

すべての市民が高齢者や介護の問題を自分自身の問題と認識し、高齢者福祉に対する理解を深められるよう、広報・啓発の充実を図っています。

地域で高齢者を見守る体制づくりが求められている中、今後とも市民や地域の団体等との連携により高齢者を支え合うために、引き続き高齢者福祉に対する意識啓発を行っていくことが必要です。

##### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

###### 【広報・啓発活動の推進】

地域包括支援センターや民生委員児童委員、福祉委員などを通じて高齢者福祉に対する普及啓発に努めます。

また、地域住民の福祉意識の醸成を図るため、社会福祉協議会が実施している地域福祉活動をさらに充実させるとともに、自治会や地域住民の自主的な福祉活動の取り組みに対し、学習機会や情報提供などを行います。

## 2. 心身の健康長寿の推進

### (1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進

#### ① 健康手帳の交付

##### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

40 歳以上のかたを対象に、特定健康診査・特定保健指導の結果やがん検診の結果、日々の血圧の記録等を記載してもらい自己の健康管理に役立てるために、健康手帳を交付しています。検診時等で手帳による健康管理の啓発を行い、自己管理に対する認識が深まっています。

健康手帳が自己の健康管理に有効利用されるように、いっそうの利用を促進することが必要です。

##### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【健康手帳の有効利用】

各種保健事業や特定健康診査・特定保健指導の記録にとどまらず、利用者が自らの生活習慣や生活機能を確認し、健康づくりや介護予防のためにより有効に利用できるよう啓発を行います。

##### ◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
発行数 (手帳は5年分の記載が可能)	375 冊	394 冊	300 冊※	300 冊	300 冊	300 冊

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

#### ② 健康教育

##### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

健康教育は、生活習慣病の予防、健康増進等の健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行うことにより、「自らの健康は自らつくる」という認識と自覚を高め、健康増進に資することを目的として実施しています。40 歳から 64 歳までのかたに対しては、健康増進事業として、集団健康教育を実施しています。高血圧、脂質異常症、糖尿病などの個別健康教育は実施していませんが、集団健康教育の中で教室を実施し、疾病の特性や個人の生活習慣等を具体的に把握しながら、食生活、運動などの生活習慣改善への取り組みを支援し、生活習慣病の予防を図っています。65 歳以上のかたに対する健康教育については、地域支援事業として、介護予防講座などの場で介護予防の普及・啓発を実施しています。

現状では、食習慣・運動習慣などをテーマとした健康教育や特定保健指導の機会を通じて、市民の健康づくりに関する意識の高揚に努めています。また、教室受講者による自主グループへの支援を行うことで、教室終了後も参加者が主体的に生活習慣の改善への取り組みを継続することにつながっています。

今後は、生活習慣病の予防へ向け、市民が健康づくりに関する正しい知識を得られるような機会を充実させる必要があります。

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【健康づくりの普及・啓発】

より多くのかたに健康づくりへの関心を高めてもらうよう、健康教育の内容の充実を図るとともに、さまざまな機会を捉え健康増進に対する普及・啓発を行います。

【高齢者への介護予防事業の充実】

65歳以上のかたへは、地域支援事業の中で介護予防を目的とした各種教室の内容をより充実させて実施していきます。

◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
健康教育 (上段:実施回数、下段:参加者数)	62回 1,597人	61回 1,485人	60回※ 1,480人※	60回 1,500人	60回 1,500人	60回 1,500人
特定保健指導	219人	144人	93人※	100人	100人	100人
特定保健対象者運動講座 (上段:実施回数、下段:参加者数)	12回 138人	12回 163人	12回※ 160人※	12回 160人	12回 160人	12回 160人

※平成23年9月末現在の実績より算出

③ 健康相談

◆◆◆現状と課題◆◆◆

健康相談は、心身の健康に関する相談に個別に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施しています。40歳から64歳のかたには健康増進事業として、市役所等で実施しています。また電話による相談も随時実施しています。65歳以上のかたに対する健康相談については、地域支援事業として、市役所や老人福祉センターで実施しています。

定期的に事業を行うことで、気軽に利用しやすく、市民にとって事業がより身近なものとなり、相談件数が前年度と比べ増加し、健康管理に関する知識の普及がすすんでいます。

今後は、個人への健康相談を通して、さらなる健康管理に関する知識の普及に努める必要があります。



### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【事業の周知、利用促進】

引き続き市の広報やホームページで事業の周知を図り、市役所での定期的な健康相談や、健康まつりなどイベントでの健康相談を実施します。

#### 【気軽な健康相談の実施】

健康増進事業として、定期的に健康相談の日を設けるとともに、気軽に利用できるよう引き続き電話による相談も随時実施していきます。

#### 【高齢者への介護予防事業の充実】

65歳以上のかたへは、地域支援事業の中で健康相談を実施していきます。

### ◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
重点健康相談*1	181回	169回	177回※	180回	180回	180回
総合健康相談*2	116回	178回	187回※	190回	190回	190回

※平成23年9月末現在の実績より算出

\*1 重点健康相談：高血圧・脂質異常症・糖尿病・歯周疾患・骨粗しょう症・女性の健康・病態別（肥満、心臓病等）に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

\*2 総合健康相談：対象者の心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導及び助言を行うこと。

## ④ 健康診査

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

#### ○住民健康診査・特定健康診査等の対象とならないかたの健康診査

住民健康診査については、医療保険者の実施する特定健康診査等と同時実施していることより、医療保険者と市のPRを合わせて行われたことで受診率が向上しています。

また、特定健康診査等の対象とならないかたの健康診査については、医療保険者の変更により健診を受診できない対象者数が減少したため、全体の人数としては減少していますが、生活保護受給者については、平成21年度より個別勧奨を開始したため、受診率が向上しています。

今後は、健康に関する認識と自覚を深めるとともに、健康の保持増進のため具体的な取り組みができるように働きかけることが必要です。

#### ○がん検診

胃・大腸・肺がん検診を同日に受診できるよう配慮したり、子宮がん検診は個別検診を取り入れるな

ど市民が受診しやすいように工夫するとともに、一部のがん検診については精密検査の予約をし、精密検査受診率の向上、がんの早期発見に努めています。がん検診の受診率の向上のため、市広報・ポスターに加え、市ホームページでもがん検診の受診方法について情報を提供し、受診に対する意識啓発を行っています。精密検査が必要なかたに対しては、受診を勧奨することで、がんの早期発見・早期治療につなげています。

今後は、受診率の向上のために、さまざまな広報媒体を活用した情報提供や相談体制を充実し、受診しやすい環境づくりが必要です。

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

○住民健康診査・特定健康診査等の対象とならないかたの健康診査

【健診のPR、情報提供】

受診率の向上のためのPRに加えて、健康の保持増進のための具体的な取り組みについて情報提供していきます。

◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目		実績			見込		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
住民健診	受診者	6,010 人	6,284 人	6,300 人 <sup>※</sup>	6,350 人	6,400 人	6,500 人
	うち 65 歳以上	4,231 人	4,448 人	4,450 人 <sup>※</sup>	4,500 人	4,550 人	4,600 人
対象外の健診	受診者	86 人	91 人	100 人 <sup>※</sup>	100 人	100 人	100 人
	うち 65 歳以上	45 人	40 人	50 人 <sup>※</sup>	50 人	50 人	50 人

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

○がん検診

【受診しやすい仕組みづくり】

胃がん・大腸がん・肺がん検診の同日受診、また新たに子宮がん・乳がん検診の同日受診を実施します。また、がん検診推進事業の無料クーポン券の配布や、ポスター、広報等での啓発などで、市民が受診しやすいように工夫します。

【がんの早期発見】

精密検査が必要とされたかたの受診状況の把握に努め、未受診者には受診を勧奨するなど、がんの早期発見、早期治療をめざします。

◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目		実績			見込		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
胃がん	対象者数* <sup>1</sup>	18,321 人	18,321 人	18,321 人	18,321 人	18,321 人	18,321 人
	受診者数	2,495 人	2,327 人	2,300 人*	2,300 人	2,300 人	2,300 人
	受診率	13.6%	12.7%	12.6%*	12.6%	12.6%	12.6%
大腸がん	対象者数* <sup>1</sup>	18,321 人	18,321 人	18,321 人	18,321 人	18,321 人	18,321 人
	受診者数	3,153 人	2,984 人	2,900 人*	2,900 人	2,900 人	2,900 人
	受診率	17.2%	16.3%	15.8%*	15.8%	15.8%	15.8%
肺がん	対象者数* <sup>1</sup>	18,321 人	18,321 人	18,321 人	18,321 人	18,321 人	18,321 人
	受診者数	2,838 人	2,773 人	2,775 人*	2,770 人	2,770 人	2,770 人
	受診率	15.5%	15.1%	15.1%*	15.1%	15.1%	15.1%
子宮がん	対象者数* <sup>1</sup>	16,619 人	16,619 人	16,619 人	16,619 人	16,619 人	16,619 人
	受診者数	1,755 人	1,870 人	1,870 人*	1,870 人	1,870 人	1,870 人
	受診率	10.6%	11.2%	11.2%*	11.3%	11.3%	11.3%
乳がん	対象者数* <sup>1</sup>	12,453 人	12,453 人	12,453 人	12,453 人	12,453 人	12,453 人
	受診者数	1,198 人	1,130 人	1,130 人*	1,130 人	1,130 人	1,130 人
	受診率	9.6%	9.1%	9.1%*	9.1%	9.1%	9.1%

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

\* 1 対象者数：平成 17 年の国勢調査による数値を用いています。また、国勢調査は 5 年に 1 度の調査であることや、現時点で平成 22 年の集計結果が公表されていないことから、実績及び見込の対象者数は同数としています。

⑤ 成人歯科健康診査

◆◆◆現状と課題◆◆◆

成人歯科健康診査は、毎年度、40～50 歳、55 歳、60 歳、65 歳、70 歳となるかたを対象に、歯科疾患の早期発見と歯科保健に対する意識を高め、より健康の増進を図ることを目的に実施しています。

受診者数が年々増加しており、歯科保健に対する意識が高まっていることがうかがえます。

今後は、歯科保健に対する意識を高め、受診者数をさらに増加させていくことが必要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【歯科健診の受診率の向上】

さまざまな広報媒体を活用した情報提供などを行い、歯科保健に対する意識を高め、歯周疾患の予防を啓発していきます。また、老年期における予防の側面からも、最も歯周疾患の増える40歳代の受診率の向上に努めていきます。

#### ◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
対象者数	13,086人	13,230人	13,400人※	14,000人	14,500人	14,900人
受診者数	590人	704人	750人※	760人	780人	800人
受診率	4.5%	5.3%	5.6%※	5.4%	5.4%	5.4%

※平成23年9月末現在の実績より算出

#### ⑥ 在宅寝たきり老人等訪問歯科事業

##### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

在宅寝たきり老人等訪問歯科事業は、在宅の要介護者に対して、歯科医師、歯科衛生士が家庭を訪問し、歯科健康診査を行うことにより、口腔衛生の改善を図ることを目的に実施しています。また、治療が必要な場合で、搬送が可能なかたに対しては、休日急病診療所に搬送して治療を行っています。平成21年度・平成22年度の実績はありませんが、事業の認知度の向上に伴い、平成23年度には2人の利用を予定しています。

高齢者等から問い合わせがあった際の状況確認において、すでにう蝕等の治療が必要な状況になっていることがあります。今後は、治療が必要な状況になる前の健診や予防の促進が必要です。

##### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【早期診療等の意識啓発】

歯科治療が必要な状態になる前の健診や予防を啓発し、在宅での口腔衛生状態の質の向上を図ります。

##### 【医療機関との連携】

歯科医療機関等との連携を図り、スムーズに歯科受診につないでいけるように努めていきます。

◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
受診者数	0 人	0 人	2 人※	2 人	2 人	2 人

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

⑦ 訪問指導

◆◆◆現状と課題◆◆◆

訪問指導は、療養上の保健指導が必要であると認められるかた及びその家族に対して、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が訪問し、本人や家族に必要な指導を行い、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図ることを目的として実施しています。40 歳から 64 歳までのかたに対しては健康増進事業として実施しています。65 歳以上のかたについては、地域支援事業として実施しています。

本人及びその家族に対し、心身機能の低下防止と健康の保持・増進を図るため、今後も、事業の周知や利用を促進することが必要です。

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【的確な指導の実施】

本人及びその家族に対して、保健師等が訪問し、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行うことで、さらなる健康の保持・増進に努めます。

◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
40～64 歳	45 人	39 人	40 人※	40 人	40 人	40 人
65 歳以上	19 人	25 人	20 人※	20 人	20 人	20 人

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

## (2) 介護予防の効果的な推進

① 二次予防事業

◆◆◆現状と課題◆◆◆

二次予防事業の対象者の把握のため、平成 23 年度に要介護（要支援）認定を受けていない 65 歳以

上の高齢者に対して、いきいき高齢者チェックリストを送付し、二次予防事業の対象者を決定しました。また、「わかば運動クラブ」「食べて歯つらつクラブ」「いきいき教室」など、市が実施している各種介護予防事業により、介護予防に関する知識の普及・啓発を図っています。さらに、自主的に介護予防教室を継続して実施しているグループができており、地域での介護予防の取り組みが促進されています。

今後とも、的確に二次予防事業の対象者を把握するとともに、対象者には介護予防教室などへの参加を促すことが必要です。また、介護予防教室の終了後においても、自主的に運動などを継続してもらうように啓発することが必要です。

## ■二次予防事業の内容

名称	事業概要
二次予防事業の対象者把握事業	<p>【いきいき高齢者チェックリストの送付】</p> <p>これまでの定期健康診査の目的に加え、生活機能が低下し、要支援、要介護状態になるおそれのある高齢者を早期に把握し、介護予防への効果的な取り組みにつなげることを目的としています。平成 23 年度には、いきいき高齢者チェックリストを送付し、二次予防事業の対象者の把握に努めています。</p>
通所型 介護予防事業	<p>【わかば運動クラブ(運動器の機能向上事業)】</p> <p>筋力向上により、ADL が拡大し、その結果生活機能が向上することで自立した生活への自信を回復することを目的として運動の教室を実施しています。また、運動の継続化も目的としています。保健センターにおいて、筋力トレーニングや個別トレーニング、体力測定、個別相談、痛みの評価等を理学療法士、健康運動指導士、保健師、看護師等が実施しています。</p>
	<p>【食べて歯つらつクラブ(栄養改善事業・口腔機能の向上事業)】</p> <p>「食」と「口腔」の2つを通じて、生活機能の向上、自己実現をめざすことを目的として、保健センターにおいて、管理栄養士、歯科衛生士等が講義・調理実習・保健指導・実技などを実施しています。また、個別相談を実施して、その人に合った指導を行っています。</p>
	<p>【いきいき教室(閉じこもり・認知症・うつ予防支援に関する事業)】</p> <p>閉じこもりから寝たきり状態に陥ることを防止し、地域との連携の中で社会参加を促します。また、認知症予防やうつ予防を図り、日常生活動作の維持改善を目的としています。</p> <p>保健センターにおいて、健康運動指導士・保健師・歯科衛生士等が講師となり、週1回体操や健康教育など介護予防のための教室を実施しています。</p>
訪問型 介護予防事業	<p>心身の状況により通所型事業の利用が困難であるかたを対象としています。保健師等が訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施しています。</p>
介護予防施策 の評価	<p>二次予防事業の実施にあたっては、事業開始前にアセスメントを実施し、効果的なサービス計画を作成するとともに、事業終了後(事業内容によりおおむね3か月～6か月を1クールとする)にもアセスメントを行い、対象者の目標の達成度や状態改善の状況などを評価します。また、介護予防施策全体について、年度ごとに事業評価を行い、効果的な事業展開に活用しています。</p>

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【的確な二次予防事業の対象者の把握】

65 歳以上の要介護（要支援）認定を受けていないかた全員にチェックリストを送付し、的確な二次予防事業の対象者の把握に努めます。

【地域の介護予防活動の促進】

地域における自主的な介護予防活動を促進するため、自主グループの結成を支援していきます。

◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
わかば運動クラブ	12 回 × 3 コース	12 回 × 4 コース	12 回 × 4 コース※	12 回 × 6 コース	12 回 × 6 コース	12 回 × 6 コース
食べて歯つらつクラブ	4 回 × 2 コース	4 回 × 2 コース	3 回 × 2 コース※	3 回 × 3 コース	3 回 × 3 コース	3 回 × 3 コース
健康クラブ	45 回	44 回	一次予防事業として実施			
いきいき教室	38 回	9 回 × 1 コース	9 回 × 3 コース※	8 回 × 4 コース	8 回 × 4 コース	8 回 × 4 コース
訪問指導	0 人	0 人	10 人※	10 人	10 人	10 人

※予定数

② 一次予防事業

◆◆◆現状と課題◆◆◆

介護予防講座をはじめとした健康教育や介護予防手帳の発行、自主グループへの支援等により、介護予防に関する知識の普及・啓発を行い、介護予防や健康づくりに対する意識を高めています。

今後は、主体的な介護予防への取り組みに向け、多様なニーズへの対応を行いながら、介護予防に関する正しい知識の普及・啓発をさらにすすめることが必要です。

## ■一次予防事業の内容

名称	事業概要
介護予防 普及啓発事業	<p><b>【介護予防教室】</b>            介護予防に関する知識の普及・啓発を行っています。            介護予防講座：健康運動指導士による介護予防に関する講義と実技を保健センター等で実施しています。            お達者くらぶ・健康クラブ：保健師・看護師・歯科衛生士による体操やレクリエーションなどの介護予防に関する教室を保健センターや老人福祉センターで実施しています。</p>
	<p><b>【介護予防手帳】</b>            介護予防事業の実施の記録などを記入し、対象者本人の自覚を促し、要介護状態にならないよう、運動、食事、口腔機能改善などの自発的行動につなげるため、介護予防事業利用者等に発行しています。</p>
地域介護予防 活動支援事業	<p><b>【男性料理教室地域の会】</b>            地域介護予防活動支援事業として、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援等を行っています。保健センター実施の男性の健康料理教室卒業者による自主グループへの、スキルアップの調理実習を支援し、その実習をもとに会員は地域での介護予防の普及に努めています。</p>
その他	<p><b>【健康教育】</b>            生活習慣病の予防、介護予防に関する正しい知識の普及を図ることにより、健康の保持増進を図っています。保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等を講師として地区会館などで実施しています。</p>
	<p><b>【健康相談】</b>            心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行っています。保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等を相談員として保健センター、老人福祉センター等で実施しています。</p>
	<p><b>【訪問指導】</b>            保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が訪問し、家庭での健康管理について、個人に合わせた指導を行っています。</p>

## ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

### 【自主的な介護予防活動の促進】

健康教室や介護予防講座等の参加機会を増やす等内容の充実を図り、主体的な介護予防活動に向け、個人から地域単位まで広く介護予防に向けた地域づくりをすすめます。



◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
介護予防講座	12 回	13 回	15 回※	19 回	19 回	19 回
お達者くらぶ	37 回	40 回	48 回※	48 回	48 回	48 回
健康クラブ	二次予防事業として実施		44 回※	48 回	48 回	48 回
男性料理教室地域の会	4 回	4 回	4 回※	4 回	4 回	4 回
介護予防手帳発行数	35 冊	24 冊	100 冊※	100 冊	100 冊	100 冊
健康教育	6 回	8 回	5 回※	6 回	6 回	6 回
健康相談	250 回	254 回	250 回※	250 回	250 回	250 回

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

### (3) 生きがい活動と社会参加の促進

#### ① ふれあい交流促進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

高齢者相互の交流の機会や場を拡充することを目的として、老人クラブへの補助事業、老人福祉センターの運営等を行っています。

高齢者の生きがいづくりや交流活動を促進するため、今後とも事業展開を図り、より多くの高齢者に参加してもらうことが必要です。

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

**【老人クラブへの支援】**

老人クラブによる、寝たきりやひとり暮らしの高齢者への友愛訪問活動及びシルバーフェスティバルの開催を今後も支援し、高齢者の交流機会や場の充実を図ります。

◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
友愛訪問	796 人	801 人	799 人※	807 人	815 人	823 人
シルバーフェスティバル	1 回	1 回	1 回※	1 回	1 回	1 回

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

② 敬老事業の推進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

敬老事業の一環として、77 歳等の節目の年齢の高齢者に、長寿を祝う敬老祝寿金を支給しています。また、結婚 50 周年を迎えられる夫婦に対し、記念写真をお贈りしています。さらに、9 月 30 日において 65 歳以上となるかたに対し、9 月中に受診したハリ・灸・マッサージ・電気治療費を、1 人 1 回、2,000 円を上限として助成しています。

今後、高齢者の状況や財政状況などを考慮し、継続して事業実施できるように努めていくことが必要です。

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【事業の周知・事業展開】

引き続き事業を実施するとともに、いっそうの周知・事業展開を図ります。特に、ハリ・灸・マッサージ・電気治療費助成事業については、高齢者の健康の保持増進と経済的負担の軽減の効果があり、引き続き事業を実施するとともに、いっそうの周知・事業展開を図ります。

◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
敬老祝寿金(支給人数)	756 人	736 人	831 人※	873 人	917 人	963 人
金婚記念写真贈呈	46 件	25 件	23 件	24 件	26 件	27 件
ハリ・灸・マッサージ事業	185 人	175 人	185 人※	189 人	193 人	197 人

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

### ③ 在日外国人高齢者福祉金

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

在日外国人であって、年金制度上の理由により、国民年金の老齢年金等を受給できない高齢者に福祉金を支給しています。

事業対象者への確にサービス提供できるよう、事業内容を周知していくことが必要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【事業の周知・事業展開】

引き続き事業を実施するとともに、いっそうの周知・事業展開を図ります。

#### ◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用者数	5 人	3 人	3 人※	2 人	2 人	2 人

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

### ④ 老人福祉センター事業

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

60 歳以上のかたに対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の便宜を供与するため、入浴施設、機能訓練室等を備えた老人福祉センターとして、「松水苑」を設置しています。指定管理により、民間企業のノウハウを導入でき、いっそうの施設内事業の充実が図られています。

老人福祉センターは高齢者の生きがいづくりや高齢者相互の交流の場、学習の場として、重要な役割を担っていることから、今後とも、事業展開の充実を図ることが必要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【多様な事業の充実】

高齢者の健康づくりに対する意識の高まりや、多様な学習ニーズなどへ対応できるよう、老人福祉センターの事業の充実を図り、高齢者の福祉の増進を支援していきます。

#### ◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
年間延入館者数	77,155 人	75,871 人	72,307 人※	73,748 人	75,223 人	76,727 人

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

## ⑤ 生涯学習活動・文化活動の促進

### ◆◇◆現状と課題◆◇◆

市民の多様な学習ニーズに対応するため、生涯学習課においてさまざまな講座や活動の実施、支援を行っています。特に高齢者を対象とした学習提供として、「いきがい学級」において、高齢者のニーズに応じた講演会や社会見学などを実施しています。生涯学習センターにおいては、高等学校や大学などと連携した公開講座の実施や、生涯学習グループへの活動支援を行っています。

今後は、高齢者の多様なニーズに対応した学習機会の提供に努めるとともに、学習成果を地域活動などにいかしていける仕組みづくりが必要です。

### ◆◇◆今後の方向性◆◇◆

#### 【高齢者のニーズに対応した学習機会の提供】

公民館講座として実施されている「いきがい学級（高齢者教室）」については、高齢者のニーズや社会情勢を踏まえたテーマを取り上げ、魅力ある講座づくりに努めます。また、保健福祉施策と連携を図り、高齢社会におけるさまざまな課題に対応した生涯学習施策を推進します。

#### 【学習成果の活用】

高齢者が培ってきた知識や技術を、市民や子ども達に伝える文化グループ・サークルの立ち上げを促進します。

#### 【地域での自主的な学習活動の促進】

予想される学習ニーズの高まりや多様化に対応するため、生涯学習指導者の発掘・育成を行うとともに、地域での自主的な学習グループ・サークル等への派遣及び支援を行います。また、公民館、生涯学習センター（アイセルシュラホール）、図書館等、市内の学習・文化施設との連携を図ります。

## ⑥ 老人クラブの活動支援

### ◆◇◆現状と課題◆◇◆

老人クラブは、高齢者が自らの老後を健全で豊かなものにするため、身近な地域での自主的、積極的な活動を通して教養の向上と生きがいづくりの役割を果たしています。友愛訪問活動、社会奉仕活動、シルバーフェスティバルをはじめ、地域での社会奉仕活動やグラウンドゴルフ等のスポーツ活動により、健康増進や閉じこもり予防等に寄与しています。本市では、高齢者の生きがいや健康づくり、社会参加の促進に向けて、クラブの主体性を尊重しながら、老人クラブ活動の支援を行っています。

地域の高齢者数が増加する中で、生きがいづくりなどにおいて、老人クラブが果たす役割は重要であることから、今後とも老人クラブを支援し、活動の活性化や加入者の増加を図ることが必要です。

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【老人クラブへの支援】

今後もさまざまな活動を展開し、高齢者相互の交流を図られるよう、老人クラブ活動を支援します。

◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
老人クラブ員	3,995 人	3,867 人	3,779 人	3,817 人	3,855 人	3,892 人

⑦ 「百歳（ひゃく）まで生きよう運動」の推進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

保健事業と福祉事業を複合的に組み合わせた、介護予防に着目した高齢者主体の健康づくり活動の一環として、保健・福祉・医療に関係する市担当課や、各関係機関等が、老人クラブに向けた健康づくり、生きがいづくり、防災等の多岐にわたる内容の各種講座等を市内各所に出向いて行っています。

健康長寿の推進に向けて、市民の自主的な健康づくりや生きがいづくりへの意識を高めることが重要であり、よりいっそうの事業の周知や参加を促進することが必要です。

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【事業への参加促進】

多様化する高齢者のニーズに対応した講座メニューを充実させるとともに、事業の周知と参加の呼びかけを行います。

◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
開催回数	6 回	4 回	6 回※	6 回	6 回	6 回

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

⑧ 高齢者の就労支援

◆◆◆現状と課題◆◆◆

高齢者の生きがいづくりと個々が持っている能力をいかした社会参加を推進するため、シルバー人材センターと連携し、高齢者の就労機会の確保に努めています。会員のニーズに合った仕事の開拓に努めています。

高齢者がもっている知識や技能をいかし、働きがいのある環境づくりのため、今後とも事業の周知や新たな就業機会の拡大に努める必要があります。

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

**【シルバー人材センターへの支援】**

高齢者の就業経験をいかした就労の機会を提供する場として、また高齢者が健康で生きがいをもって働ける場としてシルバー人材センターの活動を支援します。

### 3. 安心して暮らせるまちづくり

#### (1) 高齢者虐待防止の取り組みの推進

##### ① 高齢者虐待防止の取り組み

###### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

本市においては、地域包括支援センターが高齢者の虐待防止や養護者支援の中核的機能を担っています。第三者からの高齢者虐待の通報等に対し、その相談や指導、助言を行うとともに、高齢者虐待防止及び養護者に対する支援に関する情報提供や広報啓発などの業務を行っています。高齢者虐待防止に向けた連携体制としては、地域包括支援センターを主軸に、専門職やインフォーマルな人材との連携・連絡体制の構築によって、より柔軟な対応が可能となるよう努めています。個別の虐待ケース支援については、関係機関が集いケースの分析、役割分担の検討を図るなどの支援を行っています。

虐待ケースへの支援は、民生委員児童委員をはじめとする地域住民や、他の専門的機関による協働的支援が求められるところであり、官民や専門・専門外にとらわれない広義での連携・情報管理体制の構築が必要です。また、早期発見・早期対応に向けて、虐待事例の通報義務や相談窓口の周知を図ることが必要です。

###### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

###### 【虐待防止に向けた啓発】

高齢者の虐待防止についての理解を深め、発生を防止していくように、市民や事業所等への啓発を推進します。また、虐待事案が発生した場合は、市等に通報する義務があることを、事業所、関係機関等に周知徹底を図ります。

###### 【虐待の早期発見・早期対応】

高齢者の虐待は地域に潜在しがちになる可能性があるため、地域包括支援センターを中心とした相談窓口の周知徹底を図り、虐待の早期発見・早期対応に努めます。

###### ◆◆◆取り組みの実績◆◆◆

取り組み項目	実績		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度
相談件数(件)	13 件	30 件	38 件※

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

## ② 施設等における身体拘束ゼロに向けた取り組みの促進

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

あらゆる介護の場面において、身体拘束は高齢者の尊厳を著しく傷つける行為であり、生活の質を根本から損なうとともに、身体機能の低下を引き起こすことにもなりかねません。

本市では、施設等への訪問指導の際に虐待防止に関する情報提供を行い、身体拘束ゼロに向けた普及・啓発に努めています。また、介護保険施設においても、身体拘束ゼロに向けた研修や取り決めを行うなど自主的な取り組みがすすんでいます。

今後とも、高齢者虐待防止に関する情報提供の充実など、身体拘束ゼロに向けた取り組みをすすめていくことが必要です。

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【施設等への働きかけ】

施設等への訪問指導の際に虐待防止に関する情報提供を行うとともに、あらゆる機会を通じて、施設入所者やサービス利用者の尊厳を守り、適切な介護の提供を推進すべく、施設等への働きかけを行います。

## (2) 認知症高齢者対策の推進

### ① 啓発

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

認知症に対する啓発活動は地域包括支援センターが中心となってすすめており、認知症は本人や家族だけの問題でなく、身近な地域の問題であることと同時に、まわりの理解があれば住み慣れた地域で暮らすことも可能であるということを周知しています。今後いっそうの認知症対策を推進するために、他機関等と連携した体制づくりが必要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【関係機関などとの連携】

多様な機関が連携して認知症高齢者対策に取り組むため、地域包括支援センターが中心となって、他機関への周知徹底に努めます。

### ② 人材育成

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

○認知症サポーター100万人キャラバンの実施（サポーター養成講座）

より多くの人に、認知症を正しく知り、認知症の人自身が感じる不安などを理解してもらうため、認



知症の人や家族を温かく見守る地域の担い手となる「認知症サポーター」の養成に積極的に取り組んでいます。これは、国が推進する「認知症を知り地域をつくる10ヵ年」の柱として位置づけられている「認知症サポーター100万人キャラバン」を活用したものです。また、小学生から老人クラブなどさまざまな対象者に向けた講座を展開しています。

今後は、福祉関係団体を中心とした養成講座だけでなく、商店街など福祉関係外への働きかけが必要です。講師役の育成については、地域包括支援センターが講師役の中心であり、今後多岐にわたる事業を展開するには、講師（キャラバンメイト）の育成が必要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

○認知症サポーター100万人キャラバンの実施（サポーター及びメイト養成講座）

##### 【地域におけるさまざまな機関・団体との連携体制】

地域のさまざまな関係機関・団体において、「認知症サポーター養成講座」への受講を促進するため、それら機関・団体への周知活動を強化するとともに、協働して認知症高齢者を見守るネットワークづくりに努めます。

##### 【キャラバンメイトの育成】

社会福祉協議会に委託している「認知症サポーター養成講座」を通じて、認知症についての正しい知識やご本人や家族への関わり方を学ぶ機会を設け、認知症高齢者を地域で支える認知症サポーターやキャラバンメイトの養成に努めます。

### ③ 家族支援

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

社会福祉協議会に委託している「介護者同士の交流事業」において、介護者家族の会を実施し、介護にかかる心身の負担を軽減させ、また、より効果的な介護方法を学ぶ場を設けています。その他、専門職の講師を招いて介護者家族セミナーを実施しています。

より多くの介護者家族の会への参加者を募るため、いっそうの周知活動が求められます。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【介護者家族の会の周知】

市広報への掲載や地域包括支援センターでの呼びかけなど、介護者家族の会のさらなる周知を行います。

### ④ 認知症高齢者の見守り体制構築に向けた動き

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

徘徊者の早期発見のための行政間連絡システムとして、7市3町1村による、「南河内圏域市町村徘徊高齢者SOSネットワーク」に参画しました。このネットワークは、認知症の高齢者のかたが徘徊によって行方不明になった場合、家族が警察へ捜索を依頼するとともに、参加している各市町村と各市町

村内のネットワークに情報提供し、早期発見に努めるものです。  
 今後は、市内ネットワークの拡充に向けた取り組みが必要です。

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【市内ネットワークの拡充】

「南河内圏域市町村徘徊高齢者SOSネットワーク」の市内ネットワークの拡充に向けて、福祉関係機関等へのネットワークの参画を働きかけます。

### (3) 権利擁護のための取り組み

#### ① 成年後見制度市長申立事業

◆◆◆現状と課題◆◆◆

認知症高齢者であって、成年後見制度の支援が必要にも関わらず申立てを行う親族等のいないかたについて、市長が代わりに申立てを行います。

成年後見制度の利用が必要な人や申立て者の不在などの事例等が増加していることから、相談体制の強化が必要です。また、制度についての認知度が低いことから、制度の内容を含めた周知をいっそうすすめていくことが必要です。

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【事業の周知、利用促進】

地域包括支援センターの権利擁護業務として、成年後見制度についての普及・啓発を図り、他機関と協力して支援が必要なかたの把握に努めます。また、制度の利用に関するスクリーニングや申立て支援、親族による申立てが困難な場合は市長申立てにつなぐなど、関係機関との連携を図りながら円滑な制度利用に向けた支援を行います。

◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用件数	0 件	1 件	1 件※	3 件	3 件	3 件

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

#### ② 日常生活自立支援事業

◆◆◆現状と課題◆◆◆

自己決定能力が低下し、自らの意思で福祉サービスを利用できない認知症高齢者及び知的障害者、精神障害者の権利を擁護し、福祉サービスの利用手続きの代行等を行うため、社会福祉協議会による日常

生活自立支援事業を支援しています。サービス利用契約中の利用者に対しては、継続した支援を行うとともに、地域包括支援センターや、居宅介護支援事業所他、関係機関などとも連携し、対象者への事業利用を促進しています。

それら地域住民の権利を擁護する各種制度の周知徹底を図るとともに、社会福祉協議会との連携を図り、地域住民の権利擁護を充実させることが必要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【事業の周知、利用促進】

日常生活自立支援事業の活用が必要なかたに対して、事業の周知や相談支援に努め、利用待機者の解消を図ります。

#### ◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用件数	30 件	36 件	38 件	40 件	40 件	40 件

## （４）高齢者の孤立死の防止

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

本市の単身高齢者世帯や高齢夫婦世帯は、ともに増加しています。そのため、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、社会福祉協議会を中心とした小地域ネットワーク活動を推進し、地域におけるセーフティネットの体制づくりに取り組んでいます。また、市域を7地区に分けた福祉委員会が設置され、地域のひとり暮らしの高齢者に対する見守り・声かけや要援護者に対する援助活動、ふれあい会食会、いきいきサロンを開催しています。

今後は、小地域ネットワーク活動などの地域活動に参加していないかたがたに対して、参加を促進させる方策を検討することが必要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【情報提供、相談支援体制の充実】

地域住民に対する周知に努めるとともに、福祉委員会同士による情報交換を活発に行います。また、孤立しがちな高齢者を見守るさまざまな制度についての情報提供をすすめます。相談支援としては、住民の相談に適切に対応できるように、福祉委員研修会の充実を図ります。

## (5) 安全な生活環境の整備

### ① 公共施設の整備

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

既存の公共施設などのバリアフリー化をすすめるとともに、新たに整備する施設においては、障害のある人はもちろん、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った設計による施設整備に努めています。

今後も、ユニバーサルデザインに基づき、必要に応じた改修を行っていくことが必要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【ユニバーサルデザインのまちづくり】

高齢者のニーズを踏まえるとともに、ユニバーサルデザインや「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障害のある人等の利用に配慮した公共施設の整備・改修に努めます。

### ② 高齢者にやさしいまちづくりの推進

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

高齢者が安心して暮らせるまちづくりをめざして、福祉のまちづくりの推進に取り組んでいます。

今後とも、高齢者や障害のある人のニーズを的確に把握し、それらに対応した福祉のまちづくりをすすめていくことが必要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【公共施設のバリアフリー化の促進】

公共施設のバリアフリー化をめざし、高齢者や障害のある人などにも利用しやすいまちづくりをめざします。

## (6) 多様な住まいの確保

### ① 養護老人ホーム

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

おおむね 65 歳以上で、環境上の理由及び経済的理由等により自宅で生活することが困難なかたに入所していただき、食事等適切な日常生活の場を提供しています。入所については、老人ホーム入所判定委員会において入所の必要性が認められた場合に入所することができます。また、入所者及びその扶養義務者にそれぞれの所得に応じた費用負担があります。

今後の利用ニーズに対応できるよう努めていくことが必要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【情報の収集・提供】

平成23年度末において施設はなく、本計画期間中においても新設を見込んでいませんが、サービス提供事業所の動向や利用ニーズなどの情報収集に努めるとともに、サービス内容などの情報提供をすすめます。

#### ② 軽費老人ホーム

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

おおむね60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため、独立して生活するには不安が認められ、家族による援助が困難なかが入所できます。

今後の利用ニーズに対応できるよう努めていくことが必要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【情報の収集・提供】

平成23年度末において1施設（40床）整備されており、本計画期間中には新設を見込んでいませんが、サービス提供事業所の動向や利用ニーズなどの情報収集に努めるとともに、サービス内容などの情報提供をすすめます。

#### ③ サービス付き高齢者向け住宅

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

これまでは、高齢者向け優良賃貸住宅・高齢者専用賃貸住宅など的高齢者住宅がありましたが、利用者にとっては、それら高齢者住宅の違いがわかりにくく、医療・介護の連携が不十分、行政などの指導管理も行き届きにくい等の課題も多く、地域包括ケアシステム構築に向けてより質の高い住宅制度の見直しが求められてきました。そのため、高齢者住まい法が改正され、それら高齢者住宅を「サービス付き高齢者向け住宅」として一本化した高齢者向け住宅の供給を促進することとなります。「サービス付き高齢者向け住宅」は、高齢者が快適に安心して居住できるように、バリアフリー化、緊急時対応サービス設置など、高齢者の暮らしに配慮した一定の基準を満たした賃貸住宅です。

今後は、高齢者が快適に安心して暮らせる多様な住まいの確保に向けて、それら制度の普及をすすめることが必要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【情報の収集・提供】

サービス提供事業所の動向や利用ニーズなどの情報収集に努めるとともに、制度内容などの情報提供をすすめます。

## 4. 介護保険サービス、多様な支援の充実

### (1) 介護保険事業の適正・円滑な運営

#### ① 事業者間の情報交換及び連携の確保のための体制整備

##### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

市内の介護サービス事業者が、相互に情報交換や連絡調整を行い、利用者の視点に立った良質な介護サービスを提供することを目的として、自主的に設立した「藤井寺市介護保険事業者連絡協議会」に市がアドバイザーとして参加し、介護保険制度に関する情報の提供や助言及び研修会開催の支援を行っています。介護サービス事業者の自主的な組織に市がアドバイザーとして参加することで、相互の距離感が縮まり、相談件数の増加等、制度運営の適正化に効果があったと考えられます。

これからも多くの事業者が参加する組織であり続けるために活動内容の充実、周知に努め、その活動が広く市民の賛同を得られるよう発展させることが必要です。また、市が参加を継続し、市と介護サービス事業者の連携強化に努めることが必要です。

##### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

###### 【事業者連絡協議会の充実】

サービス提供体制等の情報を「大阪府介護サービス情報公表システム」や「福祉・保健・医療情報ネットワークシステムWAM NET（ワムネット）※」を通じて開示するよう働きかけるなど、事業者自身によるサービス向上に向けた取り組みを促すよう、事業者連絡協議会を通じて指導・助言を行います。

※平成 24 年度半ばに介護保険事業者情報の提供は廃止

##### ◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
連絡協議会の開催	6 回	12 回	15 回※	15 回	20 回	20 回

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

#### ② 介護支援専門員に対する支援

##### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

介護保険制度の要である介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上を図るため、地域包括支援センターにおいて包括的支援事業として実施される処遇困難ケースへの対応や、地域の社会資源等にかかる情報提供を通じて、介護支援専門員に対する支援を行っています。

今後とも、ケアマネジャーへの支援として、困難ケースへの対応や情報提供などを行っていくことが必要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【ケアマネジャーとの連携】

困難ケースへの対応や地域の社会資源等にかかる情報提供を通じて、ケアマネジャーに対する支援を行います。

### ③ 介護給付の適正化

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

大阪府国民健康保険団体連合会から提供される縦覧点検表や介護給付適正化システムを活用し、市職員が事業者を訪問し、利用者に対して適正なサービス提供が行われているかどうかを確認・助言しています。また、利用者に対して「介護給付費通知」を定期的を送付し、受給の状況について利用者にもご確認いただいています。

今後とも、「藤井寺市介護給付適正化計画重要事業実施計画書」の目標を踏まえ、積極的に推進していくことが必要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【計画に基づく実施体制】

平成23年度～平成26年度の第2期介護給付適正化計画に沿って、設定した目標を達成できるように実施していきます。また、金額効果が見込まれる「縦覧点検」・「医療情報との突合」について、特に重点的に実施していきます。

##### 【事業所への指導】

指定地域密着型サービス事業者が、指定時に付された条件に従わないときや、人員基準を満たしていないとき、設備・運営基準に従った運営をしないとき等には、期限を定めて条件に従い基準を順守するよう勧告していきます。また、事業者が期限内に勧告に従わないときは公表し、正当な理由がなく勧告にかかる措置を取らなかったときは、期限を定めて改善措置を取るよう命令していきます。

### ④ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用促進

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

低所得で特に生計が困難であるかたについて、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、利用者負担額を軽減した場合、市がその費用の一部を助成する制度を実施しています。対象となるサービスは、利用者負担額の軽減を申し出た社会福祉法人等が行う、介護老人福祉施設、通所介護、短期入所生活介護、訪問介護等のサービスです。

事業の趣旨・目的のとおり一定の効果が表れていることから、本制度の活用を促進するため、市内の社会福祉法人に対する制度周知を図ることが必要です。

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【制度の周知、利用促進】

引き続き事業を継続するとともに制度の周知を行い、本制度を活用した介護保険サービスの利用促進を図ります。

## （２）利用者本位のサービス提供の推進

### ① 介護保険制度及びサービスに関する情報提供の充実

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

利用者がニーズに応じた介護保険サービスを選択できるためには、介護保険制度の趣旨及び制度改正の内容についての市民への周知、介護サービス事業者及びサービスの提供状況に関する情報提供を強化していくことが重要です。本市では、介護保険担当窓口はもとより地域包括支援センターを中心としてサービス事業者や居宅介護支援事業者等と連携を図りながら、市の広報紙をはじめ、介護保険サービスガイドブック、パンフレット等の配布により、利用者に迅速かつ的確に情報提供できるよう努めています。また、障害のあるかたや在日外国人のかたに対しては、声の広報、点字や外国語のパンフレット等により情報提供に努めています。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【多様な情報媒体の活用】

引き続き、市の広報紙や介護保険サービスガイドブック、パンフレットなどの多様な情報媒体を活用し、介護保険制度の趣旨及び制度改正の内容について情報提供をすすめます。また、民生委員児童委員、地区福祉委員等の地域組織との連携、「大阪府介護サービス情報公表システム」や「福祉・保健・医療情報ネットワークシステムWAM NET（ワムネット）※」及び市ホームページの活用等により、市民が知りたい情報に的確にアクセスできるよう工夫していきます。

※平成24年度半ばに介護保険事業者情報の提供は廃止

### ② 相談・苦情対応窓口の充実

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

市民が安心して介護保険を利用できるよう、市の介護保険担当窓口、地域包括支援センター等において、ニーズに即した円滑なサービス利用を支援しています。市以外の身近な相談窓口としては、居宅介護支援事業者、民生委員児童委員、介護まちかど相談薬局等があります。これらの窓口においても個々の相談に十分対応できるよう支援するとともに、これらの窓口において受けた質問や相談、苦情等について一元的に把握し、必要に応じて行政での対応を行うため、地域包括支援センターを中心とした相談窓口の連携体制をすすめています。また、本市では、利用者や家族とサービス事業者との橋渡し役として施設等に相談員を派遣する「介護相談員派遣事業」を実施しています。この事業は、日頃サービス利



用者やそのご家族が感じている疑問や困りごと、またサービス事業者に直接言いにくいことなどを相談員が聞き、その内容を施設に伝えることで、サービス内容の改善や質の向上を図るものです。

地域包括支援センターへの相談件数は増加しており、高齢者の総合相談窓口としての認知度は向上していることから、今後とも相談者への的確な対応を行うことが必要です。また、介護相談員派遣事業については、施設入所者の高齢化・重度化に伴う意思疎通が困難なかたの増加により、これまで以上に柔軟な活動を行うことが必要です。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【介護保険サービス等の苦情対応】

介護保険サービス等の苦情等については、内容に応じて関係機関との調整を図り、指導もしくは助言を行うことによりサービス改善を促す措置を講じていきます。また、市に指定・指導権限がある地域密着型サービスについては、事業所への立ち入り調査権限を活用しながら、適切な指導・助言を実施していきます。

##### 【介護相談員の増員】

介護相談員派遣事業については、事業の安定運営のため相談員募集を積極的に行い、増員による体制整備を図ります。

#### ◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
地域包括支援センター相談件数	467 件	661 件	405 件※	900 件	1,000 件	1,100 件
介護相談員実働人数	6 人	4 人	7 人	11 人	13 人	13 人

※地域包括支援センター相談件数の平成 23 年度は 4 月～9 月分

#### ③ 不服申立てについて

#### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

介護保険制度においては、被保険者が不服申立てを行える仕組みが設けられています。市が行う処分（要介護認定や保険料に関する事等）については、大阪府介護保険審査会に対して、被保険者が直接、審査請求を行うことができます。また、事業者の提供するサービスに関する苦情申立て等については、大阪府国民健康保険団体連合会に対して、被保険者が直接相談や苦情申立てを行うことができます。

#### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

##### 【迅速かつ適正な対応】

これまでと同様に、不服申立てに迅速かつ適正・丁寧な対応を心掛けます。

#### ④ 介護保険サービス未利用者に対する見守り

##### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

介護保険制度では介護の必要な高齢者が、その介護の必要度に応じ適切な介護保険サービスを受けられることになっています。要介護認定を受けているが、何らかの理由（介護保険サービスの内容を詳しく知らない等）により介護保険サービスを利用していない場合、サービスの利用意向があるかたに対しては、介護保険サービスに関する情報提供などの適切なサービスが提供されるための方策を講じています。サービスの利用意向がないかたへは、保健・福祉等関係課及び地域包括支援センターとの連携により、見守りを行っています。

##### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

###### 【地域包括支援センターとの連携】

引き続き、地域包括支援センターと連携し、介護保険サービス未利用者に対する見守りを行っていきます。

### （3）在宅福祉サービスの推進

#### ① 寝具乾燥サービス

##### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

市民税非課税の世帯で65歳以上のひとり暮らしのかた、または65歳以上の夫婦のみの世帯で、一人が病弱か寝たきりの状態にあるかたを対象に、自宅を訪問し、布団等を集配して消毒・丸洗乾燥サービスを行っています。

単身高齢者世帯や高齢夫婦世帯が増加している中、今後も利用ニーズが高まることが予測されることから、需要に応じたサービス提供に努めることが必要です。

##### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

###### 【事業の周知、継続実施】

健康保持と身体的な負担の軽減に効果を上げており、今後とも事業の周知を図ります。

##### ◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
延利用件数	21件	13件	22件※	23件	24件	25件

※平成23年9月末現在の実績より算出

## ② 訪問理美容サービス

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

65 歳以上で、寝たきりの状態が6ヶ月以上継続しているかたに対し、出張理容または美容サービスを行います。

今後も、需要に応じたサービス提供に努めることが必要です。

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【事業の周知、継続実施】

今後とも事業の周知を図り、引き続き実施します。

### ◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
理容延利用件数	29 件	23 件	28 件	29 件	30 件	32 件
美容延利用件数	1 件	0 件	1 件※	1 件	1 件	1 件

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

## ③ 日常生活用具給付

### ◆◆◆現状と課題◆◆◆

おおむね 65 歳以上で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等に電磁調理器の給付を行います。また、おおむね 65 歳以上であって、前年分の所得税が非課税の寝たきり、ひとり暮らし高齢者等に火災報知器または自動消火器の給付を行います。おおむね 65 歳以上であって、前年分の所得税が非課税のひとり暮らし高齢者等で、現在電話を保有していないかたについては、福祉電話設置に伴う配線工事や基本料の扶助を行います。

### ◆◆◆今後の方向性◆◆◆

#### 【事業の周知、継続実施】

在宅における自立生活支援のための事業として、今後とも事業の周知を図り、引き続き実施します。

◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
電磁調理器	6 件	4 件	4 件※	4 件	4 件	4 件
火災報知器	2 件	2 件	10 件※	5 件	3 件	1 件
自動消火器	0 件	2 件	2 件※	2 件	2 件	2 件
福祉電話	40 人	34 人	28 人※	28 人	28 人	28 人

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

④ 緊急通報システム

◆◆◆現状と課題◆◆◆

おおむね 65 歳以上のかたで、ひとり暮らしのかた、または、寝たきりかそれに準じると認められるかたを抱える高齢者のみの世帯のかた、あるいは、同居人が昼・夜間、就労などのために一時的に高齢者のみの世帯となるかたを対象に緊急通報機器を貸与します。

単身高齢者世帯や高齢夫婦世帯が増加している中、今後も利用ニーズが高まることが予測されることから、需要に応じたサービス提供に努めることが必要です。

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【事業の周知、継続実施】

今後とも事業の周知を図り、引き続き実施します。

◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用者数	285 人	272 人	284 人※	286 人	293 人	301 人

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

⑤ 在宅高齢者紙おむつ等給付事業

◆◆◆現状と課題◆◆◆

65 歳以上の在宅高齢者で、要介護度 3 から 5 のいずれかの認定を受けたかたであり、前年分の市民税非課税世帯のかたに対し、1 ヶ月に 1 回、紙おむつ給付券を交付します。給付券は月 5,000 円を限度に、紙おむつ、尿取りパッドと引換えできます。

今後も、需要に応じたサービス提供に努めることが必要です。

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【事業の周知、継続実施】

経済的な負担の軽減に効果をあげていることから、今後とも事業の周知を図り、引き続き実施します。

◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
延利用件数	563 件	650 件	696 件※	745 件	798 件	854 件

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

⑥ 生活支援型ホームヘルプサービス事業

◆◆◆現状と課題◆◆◆

おおむね 65 歳以上で、介護認定において非該当となったかたに対し、原則週 1 回のホームヘルプサービスを実施することにより生活支援を行います。

介護認定において『非該当』になったかたが対象であり、介護保険サービスとの住み分けを明確化させることが必要です。

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【事業の周知、継続実施】

介護予防の観点から在宅での自立生活を支援するため、今後とも事業の周知を図り、引き続き実施します。

◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
延利用件数	300 件	427 件	456 件※	627 件	752 件	865 件

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

⑦ 生活支援型ショートステイ事業

◆◆◆現状と課題◆◆◆

おおむね 65 歳以上で、介護認定において非該当となったかたに対し、年間 28 日以内のショートステイサービスを実施することにより生活支援を行います。

利用の実績がないことから、今後ともよりいっそうの周知・事業展開を図ることが必要です。

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【事業の周知、継続実施】

介護予防の観点から在宅での自立生活を支援するため、今後とも事業の周知を図り、引き続き実施します。

◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用者数	0 人	0 人	0 人※	2 人	2 人	2 人

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

⑧ 在宅高齢者給食サービス事業

◆◆◆現状と課題◆◆◆

おおむね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯のかた、または、同居人が昼・夜間、就労などのため、一時的に高齢者のみとなる世帯のかたに対し、昼食の配達を行います。また、同時に安否確認を行います。

利用者数は安定的に推移しており、ニーズが高いサービスの 1 つです。今後も、需要に応じたサービス提供に努めるとともに、見守り活動を促進することが必要です。

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【事業の周知、継続実施、見守り活動の促進】

「食」の自立の観点から十分なアセスメントを行います。また、在宅高齢者給食サービス事業は見守り活動として有効であることから、引き続き事業を実施します。

◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
配食数	12,127 食	12,579 食	12,226 食※	13,100 食	13,231 食	13,363 食

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

⑨ 園芸福祉事業

◆◆◆現状と課題◆◆◆

家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、外に出ようとする意欲を取り戻すため、ボランティアとともに園芸活動を行います。

高齢者の引きこもり対策事業として位置づけられていますが、本事業の利用者数が少ないことから、引きこもりがちなかたの把握や参加を促す方策など、今後の事業方針について検討することが必要です。

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【事業展開の検討】

高齢者のニーズや利用状況などを勘案し、今後の事業展開について検討していきます。

◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用者数	8 人	5 人	3 人※	3 人	3 人	3 人

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

## (4) 高齢者を介護する家族への支援

### ① 家族介護慰労金給付事業

◆◆◆現状と課題◆◆◆

要介護度 4 または 5 の認定を受け、過去 1 年間に介護保険サービスを受けなかった 65 歳以上の在宅高齢者と同居し、主に介護をされているかたで、前年分の市民税非課税世帯に属するかたに対し、月額 8,000 円の介護慰労金を給付します。

今後も、介護者の経済的負担の軽減を図ることが必要です。

◆◆◆今後の方向性◆◆◆

【事業の周知、継続実施】

事業の周知を図り、引き続き事業を実施します。

◆◆◆取り組みの実績・見込◆◆◆

取り組み項目	実績			見込		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用者数	3 人	2 人	1 人※	2 人	2 人	2 人

※平成 23 年 9 月末現在の実績より算出

